

平成 18 年 1 月 30 日  
環 境 局

（循環型社会推進課  
2 2 2 - 4 0 9 1）

## 家庭ごみ収集における有料指定袋制導入の最終方針について

「脱温暖化社会」「循環型社会」の構築を図ることを目的として、京都市循環型社会推進基本計画で定めるごみの総排出量削減目標を達成するため、ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制を導入します。

環境省の調査によれば、家庭ごみ有料指定袋制は既に全国の約 4 割もの市町村で実施されており、ごみ減量効果も実証されています。

本市においては、指定袋制導入に当たって、「京都市廃棄物減量等推進審議会」(高月<sup>たかつき</sup> 紘<sup>ひろし</sup>会長)に諮問(平成 16 年 5 月)致しました。同審議会においては、部会委員の市民公募や市民アンケート、青空タウンミーティング、市民意見の募集など、市民の皆様のご意見を反映させ、一年以上の慎重かつ多彩な論議を経て、平成 17 年 8 月に京都市が導入すべき指定袋は「有料指定袋」が望ましいとの答申をまとめられました。

本市では、この答申(平成 17 年 8 月)を尊重して、昨年 10 月、「家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入に向けた基本方針」を公表するとともに、その内容についてあらゆる機会を通じて広く市民の皆様にご説明し、多くのご意見をいただきました。

この度、この制度が市民のご理解とご協力を得て、より有効なごみ減量施策につながるものとなるよう、これまでいただいたご意見を踏まえ、最終方針をまとめましたので、お知らせします。

### 1 有料指定袋の価格及び容量について

指定袋の価格については、市民の皆様のご意見を踏まえ、定期収集ごみ袋について 1 リットル 1 円を基本として 4.5 リットル袋を 45 円とし、資源ごみ袋は、半額とします。

なお、少人数家庭の排出状況を踏まえ、定期収集ごみ袋に 5 リットル、資源ごみ袋に 20 リットルタイプを新しく設定することとします。

種	類	透 明 度	容 量	価 格
定 期 収 集 ご み		半 透 明	4.5 リットル	45 円 / 袋
			3.0 リットル	30 円 / 袋
			1.0 リットル	10 円 / 袋
			5 リットル	5 円 / 袋
資 源 ご み	缶・びん・ペットボトル, プラスチック製容器包装	透 明	4.5 リットル	22 円 / 袋
			3.0 リットル	15 円 / 袋
			2.0 リットル	10 円 / 袋

注 1：資源ごみである小型金属類については、透明な袋であれば指定しません。

注 2：■部分は「基本方針」からの変更点です。

## 2 実施時期

平成 18 年 10 月 1 日

## 3 有料指定袋制の実施に伴う新たな環境施策

有料指定袋制実施による手数料収入の用途については、「脱温暖化社会」「循環型社会」の構築に向け、ごみ減量の取組を一層推進することを基本として、環境意識の向上やまちの美化の推進につながるよう、市民の皆様のご意見を踏まえて検討します。

具体的な施策につきましては、次の「4 市民意見に対する本市の考え方」に基づき、議会での議論を踏まえて、決定してまいります。

## 4 市民意見に対する本市の考え方

市民意見の募集（パブリック・コメント）や「意見交換会」等で多数のご意見をお寄せいただきました。

これらの意見を、脱温暖化社会、循環型社会の構築につなげていくよう、この制度や今後の施策に生かしてまいります。

下記に、市民の皆様からの主な意見に対する、本市の考え方をお示しします。

### （1）指定袋の価格・容量について

指定袋の価格については、「袋の価格が高い」とのご意見が多く寄せられました。基本方針では、1リットル1円を基本としたうえで、最も大きな45リットル袋での排出を抑制するため、これについては50円に設定しました。

いただいたご意見を踏まえ、定期収集ごみ袋の45リットル袋の価格を45円とします。これに伴い、資源ごみの45リットル袋を22円とします。

また、ごみ排出量の少ない家庭等に配慮するとともに、ごみの減量努力がより報われる仕組みとなるよう、定期収集ごみ袋に5リットル、資源ごみ袋に20リットルを新しく設定することとします。

### （2）分別・リサイクルについて

「脱温暖化社会」「循環型社会」の構築のためには、ごみの発生を抑制する2R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用）の取組が重要です。

このため、2Rの取組を優先し、2Rについての情報やごみの分別・リサイクルに関する情報を網羅した『ごみ事典』（仮称）を全戸に配布し、市民の皆様のごみ減量への取組に役立てていただくとともに、マイバッグ持参キャンペーンの展開などのごみの発生抑制への啓発や、リターナブルびんの回収拠点の拡大に取り組みます。

分別・リサイクルの拡大に関しては、蛍光管の拠点回収の検討、平成19年10月からのプラスチック製容器包装分別収集の全市拡大等の分別・リサイクル機会の拡大に取り組みます。

また、コミュニティ回収など、市民の皆様のご取組に対する支援の充実を図ってまいります。

今後の更なる分別品目の拡大については、分別・リサイクルによって生じる新たな環境負荷の面も勘案して、必要な施策を検討します。

( 3 ) 事業者責任について

製品が使用される段階だけではなく、廃棄される段階まで事業者責任を求める「拡大生産者責任」の考え方は、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」等の廃棄物関連法令に反映されてはいますが、事業者責任の明確化と徹底については、多くの課題があり、なお時間が必要と考えています。

本市としては、ごみ処理経費の費用負担などの課題について、今後とも国や関係機関に粘り強く要望を続けて行くとともに、ばら売り・量り売りの推進やトレイ等の回収ボックスの設置促進など、事業者と連携した取組も検討していきます。

有料指定袋制の実施によって、市民の皆様が自ら行動を起こし、例えば、ごみの出ない商品やごみ処理に配慮した商品を選択することなどによって、事業者に働きかけていく契機にもなると考えております。

現在、国において「容器包装リサイクル法」の改正が議論されており、その動向も注視し、今後必要な対応を行ってまいります。

( 4 ) 市民の意識改革やごみ減量に向けた更なる普及啓発について

有料指定袋制の実施に際しては、地域の実情に応じたきめ細かな事前の説明会を開催するなど、あらゆる機会・メディアを通じた制度の説明を行い、市民の皆様のご理解とご協力を求めていくことが重要であると考えています。

さらに、ごみ減量、分別・リサイクルなど日常のごみ問題や市民の皆様を支えられる地域の美化活動に関しても、市民の皆様と連携しながら取り組んでまいります。

( 5 ) 市民サービスの向上について

ごみの減量、分別・リサイクルの推進など環境行政を円滑に進めるためには、市民の皆様のご信頼とご協力を得ることが不可欠です。

親切丁寧なごみ収集作業の充実など、今後とも、効率的で市民の皆様にご満足いただける市民サービスの提供に向けて、取組を徹底してまいります。

( 6 ) 不法投棄への的確な対応について

本市では、平成 9 年 10 月に大型ごみが有料化された後も、市民の皆様のご理解とご協力により、不法投棄の処理量に大幅な変動は見られませんでした。また、「有料化により、不法投棄が増えることはない。」という、専門誌の報告もあります。

しかし市民の皆様のもちの美化への意識は高く、不法投棄の増加を心配するご意見や、不法投棄を許さないためのご提案など、多く寄せられています。今後、各まち美化事務所における体制の強化や、市民の皆様との連携により、不法投棄を許さない体制の構築など、市民の皆様のご不安を取り除く努力をしてまいります。

( 7 ) 不適正排出への的確な対応について

有料指定袋以外でのごみの排出に対する対策につきましては、まず、ルールの徹底を図る必要があるため、実施前の周知を十分に行ってまいります。

また、制度実施時にも、市民の皆様のご協力もお願いしてマナーの徹底を図ります。

さらに、不適正排出されたごみにつきましては、警告シールを貼付の上、一定期間経過後、各まち美化事務所が回収するとともに、排出状況を反映した指導を徹底してまいります。

( 8 ) 環境美化ボランティア活動への配慮について

地域での一斉清掃など市民の皆様を支えられた美化活動につきましては、停滞させることのないよう、市民の皆様の美化活動を支援するための専用の袋を用意します。

有料指定袋制実施を契機として、環境意識が更に高まり、「世界一美しいまち・京都」の実現に向けて、今まで以上に美化活動が推進されるよう、市民の皆様と連携して取り組んでまいります。

( 9 ) 生活困窮者や紙おむつを使用されている方への配慮について

有料指定袋制の導入の目的は、ごみを出す人にある程度の負担感を持っていただくことにより、ごみへの関心を高め、ごみ減量・リサイクルを一層促進しようとするものです。ごみ減量の趣旨と福祉的側面とを考慮しつつ、他都市の状況等も参考に研究してまいります。

5 実施までのスケジュール（予定）

平成18年 2月	市議会へ「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部改正を提案
平成18年 4月～	全市での説明会の実施などのきめ細かな普及啓発
平成18年 9月	「有料指定袋」の事前無料配布 「ごみ事典」(仮称)の全戸配布
平成18年10月	「有料指定袋制」実施